

# 7 届出制度

居住や都市機能を緩やかにコントロールし、立地動向を把握するため、都市機能誘導区域の外または居住誘導区域の外において、一定の開発行為や建築行為を行う場合に市長への**届出が義務付け**られます。

## 届出対象行為

### 住宅

**開発行為**

- ・ 3戸以上の住宅
- ・ 3戸未満の住宅で規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上

**建築行為**

- ・ 3戸以上の住宅の新築、改築、用途変更

例えば

2戸の住宅で  
800㎡の  
開発行為

➡ **届出不要**

3戸以上の  
住宅を新築  
する建築行為

➡ **届出必要**

### 誘導施設

誘導施設の整備  
(開発、新築、改築、用途変更)

例えば

都市機能  
誘導区域

誘導施設が  
都市機能誘導  
区域内で立地

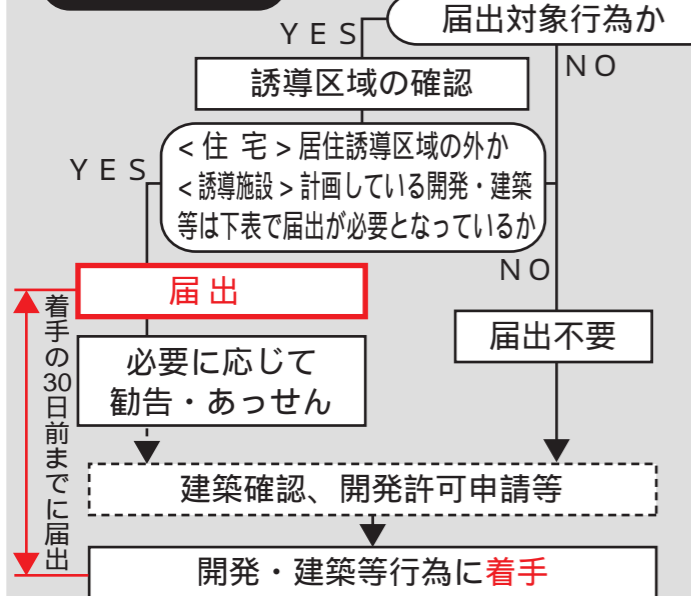
➡ **届出不要**

誘導施設が  
都市機能誘導  
区域外で立地

➡ **届出必要**

届出が必要な施設と場所は下表をご参照ください

## 届出フロー



### 注意！

以下の法律に基づき罰則規定や監督処分があります。

届出をしない、又は虚偽の届出をした者への罰則  
30万円以下の罰金  
(都市再生特別措置法第130条第2項、第3項および第131条)

重要事項説明の違反  
(宅地建物取引業法第35条第1項第2号)  
都市再生特別措置法の制限の概要について説明義務  
宅地建物取引業法第65条(指示処分、業務停止  
処分)、第66条(免許取消処分)の対象

届出制度の効果的な運用のため、開発許可申請や建築確認申請等に先行して届出されるようご協力をお願いします。また、事前のご相談もご検討ください。

## < 誘導施設 > 届出が必要な施設と場所

誘導施設	商業	医療			福祉	子育て	教育	文化・交流			行政	運動		交通								
		救急医療施設						障害者福祉施設	子育て支援施設	病児・病後児保育施設		大学	専修学校	文化ホール	図書館等	交流拠点施設	行政施設(窓口)	スポーツ施設(大規模)	スポーツ施設(地域)	鉄道(駅)	高速バスターミナル	ターミナル(フェリー旅客船等)
		初期	二次	三次																		
立地場所	都市機能誘導区域	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要			
	都心部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	都心周辺部	-	要	-	-	-	要	-	-	要	要	要	-	-	-	-	-	-	要			
地域拠点	北部	-	要	-	-	要	-	-	-	要	要	要	-	-	-	-	-	-	要			
	東部	-	要	-	-	要	-	-	要	要	要	要	-	-	-	-	-	-	要			
	南部	-	要	-	-	要	-	-	要	要	要	要	-	-	-	-	-	-	要			
都市機能誘導区域の外	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要			

科学館や国の行政窓口は都心周辺部で届出不要

詳しくは、長崎市都市計画課ホームページをご覧ください。

# 長崎市 立地適正化計画 (原案)

～安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市を目指して～

○計画期間 平成30年度(2018)～平成47年度(2035)

## 1 基本方針

### 市民にとって安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくり

人口減少が進み、人がまばらに暮らすまちなになると、お店や病院などの暮らしに必要な施設(機能)が少なくなるなど、暮らしにくいまちに変わっていくおそれがあります。そうならないために、「みんなでまちを支えるしくみ」の一つとして、「立地適正化計画」を策定し、暮らしやすい都市づくりに取り組んでいきます。

**人口減少**

全市人口ピーク 51万人

43万人

35万人

**人口密度減少**

130人/ha

人口密度(人口集中地区)

70人/ha

**「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」**

「つながり」「まとまり」

## 2 みんなでまちを支えるしくみ

**しくみ**

**暮らしに必要な施設を守るしくみ**

公共交通を利用して集まりやすい場所(都市機能誘導区域)に「多くの市民が利用する施設」を誘導、維持します。

**しくみ**

**暮らしに必要な施設をみんなで支えるしくみ**

暮らしに必要な施設を利用して支えていくため、その周辺の安全で暮らしやすい場所(居住誘導区域)に時間をかけて緩やかに居住を誘導し、一定の人口密度を維持します。

